

江戸樋橋切組定請負制度に関する一考察

A Study on Contractsystem of Conduit Bridge for Fabrication Edo

篠田哲昭**

中尾務***

by Tetuaki SHINODA and Tutomu NAKAO

概要

本報告は、1779（安永8）年大武鑑に勘定支配樋橋切組大工棟梁岡田治助の名が見える。この樋橋切組定請負制度について勘定所の内部資料である「刑銭須知」、幕末に編まれたとみられる「治河要録」、他諸史料により、本制度について若干の考察を行ったものである。

1. はじめに

1746（延享3）年普請機構は三課の分課が行われ、中央土木行政の中央支配体制の強化が進められた。宝暦5（1755）年には勘定所詰から四川用水方・在方普請役へ定法調査（仕法・積算）が行われている。

在方・四川用水方定掛場定法⁽¹⁾

川除樋橋積方・人足懸仕来の儀、御尋ニ付、申上候書付

（前略）

一 新規以樋掛り、渡井堰杵大工掛之儀、関東は定請負人役之右直段を以、代付仕候。

（中略）

大工掛り之儀は右申上候通、在々には鳶人足と申も御座無候ニ付、関東定請負之直段を見合作略仕、大概右之格ニ準シ候様取計申付候ニ付、別段定法と申は無御座候。但大立候板橋、刎橋等ニは、鳶人足遣候節は、是又入札ニ而直段相極、相伺申候。

（中略）

右は此度御尋ニ付、私共定懸場所御普請定法其外積方等之儀、有増書面之通御座候。

之依申上候。 以上

宝暦五亥年八月

治水図彙	治河要録
	（江戸切組） 大工足 二坪に付三人懸り
（在切組） 新板大工 一坪に付三人懸り 古板大工 二坪に付二人懸り 古板大工 一坪に付二人懸り	（在切組） 左に同じ

（作製：中尾）

以上の史料によると、関東と在方とは異なった積算が行われており、在方に計上されていないのに、何故江戸切組に限って鳶人足が計上されたのか。また、「刑銭須知」に見える関東定請負人とは如何なる存在であったか。

*Keyword：江戸時代、切組、鳶

正会員 北海道建設工学専門学校 *元北海学園大学講師

（〒065-0005 札幌市東区北5条東8丁目1-35）

2. 江戸の鳶人足

(1) 日傭座と鳶人足

鳶人足が文献にみられるのは、1653（承応2）年である。

承応二年癸巳九月二十七日⁽²⁾

- 一 跡々より如申付候、日雇取候者、ひよう頭より札を取可申候、若無札之者有之候は、前々之ことく過料を取、其上曲事たるへし、
- 一 日雇取宿仕候は、ひよう札之儀せんさくいたし、宿可仕候、若札なし之もの宿仕候は、是又曲事たるへし、
- 一 鳶口てこ之者も同前たるへし
九月

江戸の城下町建設の時代にあつて労働力は必要であつたが、絶えず流入してくる農村細民・都市細民層の転落による無宿人の増加等による治安悪化防止上の人別改めが重視されていた。

1665（寛文5）年には日傭座が設けられ、日雇取・鳶口・てこの者は個々の契約で仕事に就くことが禁止され、日傭札を持ち、日傭座の斡旋によって仕事に就くことが義務づけられた。日傭座は札の発行権を独占し、日雇者は札役銭として一月二十四文が徴収されることになった。

日傭座は1797（寛政9）年8月に廃止されているが、同年10月に町火消人足頭取が設けられ、鳶人足はこの組織に組み入れられ、従来の日傭座から町方による統制に変わったと考えられる。

(2) 火消鳶の定着過程

江戸の消防組織としては古くから武家の定火消・大名火消、町人の町火消があつたが、町火消は1720（享保5）年8月に、「いろは組合」が設置され制度化された。その後1730（享保15）年に消火分担区域・編成が改められ、幕末に及んでいる。

享保十五年庚戌正月⁽³⁾

町火消組合相極り候儀に付町觸

町中出火有之節、風上、風脇、左右六町より駈寄消留候儀、彌唯今迄之通、急度可相心得候、右之外唯今迄は、江戸町中、四拾七組相分り、壹組宛之人數駈付集、他組よりは不罷越定に候得共、壹組之内にても、風下之町々よりは人足出兼候に付、今度四拾七組を拾組に割

此十組之内、元文三午年伺之上、四番組、七番組、名目相止、五番組、六番組へ割込に相成候事。其組合之内にて、風上、風脇之町々より駈集、火消可致候、其組合之内、風下之町々は、飛火無之様、自分之町内を相防可申事

- 一 右之通申付候上は、唯今迄之人足高、向後半減に差出、火防可申事
此人足之儀、享保三戌年三拾人に極候處、書面之通半減拾五人に改り候事
- 一 火事有之、隣町之他組は堺目に馳集、組合之内風筋惡敷方、火之粉防可申候、尤月行事壹人、火事場へ出候兩奉行之内へ、何程之人數、堺目に相詰候段可申届候
右之通、自今急度可相守候
正月

乍恐以書付申上候⁽⁴⁾

- 一 町火消組々人數高之内、所々駈付等、追々御免有之候上、舊臘（天明六年）町火消人足不足無之様差出可申旨、町御觸有之候處、如何之譯而相増不申候哉之段、委細可申上旨被仰渡、奉恐入候。此段享保三戌年中町火消壹町より店人足三拾人宛差出候様被仰付、其後同（享保）十五年戌年半減十五人宛差出可申旨被仰渡御座候に付、火事之節、せ組合町數三十町に而、店人足高貳百八拾壹人差出、相勤来候處、店々出人に而は消防働方行届不申候に付、町々に而鳶人足相雇、店人足に入交差出申候。尤鳶人足之儀は、出火場働方格別目立、店人足之儀は、老年者も有之、一昧家根上働相成不申、其上場所馴不申候に付、自然と離散仕候者も有之、旁人數不足に相成、此段奉請御調一同奉恐入候。只今迄店人足に入交差出候鳶人足之儀は、組合町々壹町に壹人宛定抱に致置、此餘は其町内御定人足高に應し駈付鳶人足極置猶又足留錢遣、并に法被股引革頭巾等渡置、猶又出火有之節は、其度々賃錢相渡候儀に御座候。此上御定人數之通鳶人足に而差出候而は、右申上候諸入用夥敷相掛り、町々難儀仕候間、

何卒店人足高御減少被成下候様奉願上候。願之通被仰付被下置候わば、以来御減人足高無相違本鳶人足計差出申度奉存候。此段御聞濟奉願上候。 以上
天明七末年正月廿七日

五番組南傳馬町名主 新右衛門
同 善右衛門

以上は1730（享保15）年と、1787（天明7）年の記録であるが、この50余年の間の史料は欠けているが、この間においては消防技術の発達に伴い、本鳶火消人足の専門化がおこなわれている。

享保十五年、天明七年の両文書において共通するのは、町入用金が嵩んで負担に耐えられないという理由で、火消人足費の軽減を訴えている点にある。天明七年の願いも「相調候處、外ニ障候筋も無之、願之通申付候間、此度申立候抱人足高は勿論之義、御定人數高減少不致候様相心得、出火之節は、抱鳶人足早速欠集候様、平生共無油斷申付、及大火候節は、店人足も差出候様可致。」⁽⁵⁾と承認されている。

この両文書において、大きく異なるのは従来の店人足主体の防火体制から、本鳶人足が防火の主体となっている点である。

消火体制

享保十五年	天明七年		
抱鳶 — 店人足	通常時	抱鳶 — 本鳶人足（駈付）	— 店人足 （作製：中尾）
	大火時	抱鳶 — 本鳶人足（駈付）	

このように実際の消火経験から専門の本鳶人足が職業的に要求されたとみられる。

1763（宝暦13）年朝鮮使の宿舎浅草本願寺近辺出火の節に、あらかじめ出火場に駈付けることを令した町触れをおこなっている。

朝鮮使節宿舎近辺出火駈付令⁽⁶⁾

覺

一 通新石町名主善右衛門

右はよ組町々名主月行事申渡義有之候間、銘々印形を持、只今喜多村所え可被參候。尤先達て飯田町藥草場并神田紺屋町人參座え欠付申渡候町々は相除キ、残りよ組町々は名主月行事不殘可被罷出候。此段組合中不洩様早々可被申繼候。 以上。
十二月十八日 町年寄 三人

右之通御配符ニて被仰渡候間、早々御出可被成候。 以上。
十二月十八日 竹内善右衛門

右罷出候處、よ組人足より百五拾人、は組人足より百五拾人、此度本願寺朝鮮人旅館ニ付、浅草邊出火之節都合三百人欠付被仰付候。

覺

一 は組町々人足高 五百九拾貳人 内 百五拾人

一 よ組町々人足高 七百貳拾人

五拾五人ハ 飯田町藥草場え欠付

三河町壹町目、同貳丁目、同三町目、養安院屋敷、横大工町

五拾七人ハ 神田紺屋町朝鮮種人參座え欠付

鍛冶町壹丁目、同貳丁目、鍋町

右引殘て五百四拾八人

内 百五拾人

は組よ組 合三百人

右は此度浅草本願寺朝鮮人旅館ニ御座候ニ付、若浅草邊出火之節ハ、は組町々より百五拾人、よ組町々より百五拾人、合人足三百人出火場え早速欠付、消防可仕旨被仰渡奉畏候。尤消防仕候節、喧嘩口論等無之様、人足ともえ急度可申渡置旨、是又被仰渡奉畏候。右爲御請御帳ニ印形仕置候。 以上。

未十二月

町々 月行事 印
名 主 印

この史料によると、両組とも人足高とあり、店人足であったとみられ、駄付人足は多数の中から選抜されたことであるから、鳶人足が主体であったと想像されるのである。これらの鳶人足は木場で働く川並鳶人足とも考えられる。

前出史料で注目すべきは、人參座え欠付人足が命じられている点である

3. 樋橋切組定法

江戸に樋屋が存在したのは、「御普請一件被申渡書」に、寛保三亥（1743）年、「只今少し破損にも江戸樋屋より木取下拵いたし、相廻候所も之有、不益の御入用相掛不埒に候」との記録があり、古くから存在したものとみられる。その時期は、1720（享保5）年国役普請開始以後と考えられる。

樋は御林木が官給される制度であるから、御林木の入手が不可能な土地では、全国の木材集散地である江戸に求めるのが当然であり、承認を得て幕府負担の御入用金で賄われていた。

このように樋橋・樋等幕府の直営工事においては、必ずこの切組方を通し、切組方棟梁が幕府側の責任者として工事を施工している。

幕府当局には、経済的に御入用金が高む直営工事は歓迎するところではなかったにもかかわらず、幕府直轄の御用達商人へ工事を請負させている。

宝永六巳年六月⁽⁷⁾

一 近年鳶之者共我俤に成、於所々あばれ、不届に付、向後川並鳶之外、小普請方元締抱鳶屋敷方抱鳶之者共に、不殘伊勢町日用座三右衛門支配申付候間、鳶之者共三右衛門方へ定之通札錢出之、札請取、日用座差圖を請可相勤候、尤鳶之者之勤仕、ながら外之名を付、抱鳶杯罷出、紛數儀仕間敷候。惣而鳶之者共此以後我俤不仕、あばれ不申様に、家主并鳶入口又は請人共、常々人念可申付候、若相背者有之においては、家主共に急度曲事可申付候。右之趣、御老中へ伺之相定候間、町中不殘可相觸候、以上

のように1709（宝永6）年には鳶の者の取締りの御触れが出されている。

このように鳶の者が治安維持上問題化していることが、元禄頃から記録に見えるようになる。

鳶の者を日傭座三右衛門の取締り下に置き、家主並に請人らにも常日頃から取締るよう命じている。これら鳶の者が、平素、川並鳶を除き定職が無いところに原因があるという、幕府当事者の問題意識を窺うことができる。

同様な趣旨の触れは、1720（享保5）年にも出ている。1730（享保15）年町火消組合が置かれており、直接統制が及ぶが、火消鳶に定職を与えることが課題であることには変わりが無く、樋橋切組定請負制度はこのような社会的背景から制度化されたと考えることができる。

筆者らは、幕府当局の火消鳶人足の増強のための授産施設として設置され、統一的支配下に置くという政策意図に基づくもので、1787（天明7）年の出願による店人足の減少願は、この政策意図が成功した結果であると考えられる。これは同時に宝暦以降の打ち壊し事件などの治安対策の必要性を解決する方法でもあったと思われる。

4. 勘定奉行支配 樋橋切組方棟梁岡田治助

前述のような幕府当局の意図を実現するのにふさわしい人物として、人參座の独占権を与えられ、又人參座が会所防火のための鳶人足駄付場所という点からも、鳶人足との結びつきのある幕府御用達岡田治助が選ばれたのではないかと推測する。

樋橋切組大工棟梁という名の定請負人は大武鑑に名のみえる安永八年以前であるのは当然であるが、岡田治助の名が史料に見えるのは次の通りである。

宝暦十三年癸未十一月二十七日（1763）^{（8）}

神田紺屋町三丁目岡田次助、朝鮮種人參座相立候、-----

明和元年甲申十二月二十四日（1764）^{（9）}

（前略）

此度御製法人參之儀は、國々在々病用爲御救右下賣之者へ賣弘申付候、且又在方にては紛
敷人參も商賣いたし候段相聞候間、紛敷儀無之ため人參座より封印いたし下賣之ものども
へ相渡、封申候俣爲賣弘候間、其旨觸知するもの也

右之通國々在々へ不洩様可被相觸候

閏十二月

江戸人參座

神田紺屋町三丁目 岡田次助

（以下下売店名略）

安永三年直段^{（10）}

一 御林木 尺ノ一本 永六百八十文

是ハ時々増減有之候間、岡田次助目論見之節、可問合事

安永四末年十一月二十八日（1775）^{（11）}

御勘定奉行え

樋橋切組方棟梁 岡田次助

数年出精相勤候に付、御扶持方三人扶持下被候間、其段
可被申渡候、右御書付之趣於假御勘定所、豊前守、次助
え申渡、辻左源次取合す

安永八年（1779）^{（12）}

樋橋切組方棟梁御勘定支配

岡田治助・岡田祐助

文政元年（1818）^{（13）}

樋橋切組方棟梁（御勘定支配）

岡田祐助（かんたさくま丁）

文政四年（1821）^{（14）}

樋橋切組方棟梁（御勘定奉行支配）

岡田次助（ふか川木ばあふぎ丁）

このように、岡田治助・祐助一家は勘定奉行支配の御用達商人として、勘定奉行支配に登用され、1775（安永4）年ころ樋橋切組棟梁に転じたものとみられ、1775（文政4）年には住居を木場に移転しており、この時期に樋橋切組棟梁を専業にするようになったものと考えられる。1787（天明7）年の人參座廃止以後、品川砲台の建設を請け負っており、家業は継続されている。

5. むすび

江戸樋橋切組定請負制度は、鳶人足の授産施設として、幕末まで大半は継続された。しかし、材料は川舟による輸送ゆえ、輸送不便な土地では在切組の特例も認められている。

つぎの史料は、その一例である。

明和七年十月^{（15）}

丸山村用水込樋伏替用材木切組方江戸回りを廃し地元へ仰付願

一 私共村方地内用水込樋壺ヶ所来卯春御伏替御普請奉願上候、右場所前々御普請之節者江戸御
材木相廻り、右代永地頭出金ニ相納候処、-----（中略）

先達而地頭所江茂相願被聞届ヶ候儀ニ御座候間、右之通被仰付被下候様ニ奉願候、 以上

明和七年寅十月

名主名 略

御普請御役人様

1850（嘉永3）年岡田治助は、深川筋川々浚普請を御入用普請として請け負っているが、樋橋切組に限らず、一般土木分野にも進出し、総合建設業者としての性格を強めている。また品川砲台の一部の建設も請け負っているのは良く知られている。また、慶応四年の武鑑にも記されているが、明治以後は不明であり、後考をまつ。

また、江戸の火消人足の研究については、鮎川克平氏の研鑽された論文があり、天明七年以降の発達過程が明らかにされている。本稿は天明七年以前の文献について整理し報告したものであり、建設業者の鳶人足は火消鳶以前から存在し、火消鳶は後代に発達した職種である。

樋橋切組定請負制度は、かかる社会的必要性から制度化され、火消鳶の雇用を創出する授産施設であったと推論できる。

参考文献

- (1).「刑銭須知 四百六二」
- (2).「御觸書寛保集成 四十一」
- (3).「日本財政経済史料巻八」
- (4).「東京市史稿・市街編第三十」
- (5).「東京市史稿・市街編第三十」
- (6).「東京市史稿・産業編第二十一」
- (7).「日本財政経済史料巻八」
- (8).「日本財政経済史料巻三」
- (9).「日本財政経済史料巻三」
- (10).「地方大成録巻十五」
- (11).「誠斎雜記・江戸叢書巻九」
- (12).「大武鑑巻六」
- (13).「文政武鑑」
- (14).「文政武鑑」
- (15).「太田市史・史料編近世二」
- (16).鮎川克平：江戸町方火消人足の研究・店人足の実態
- (17).南和男：「江戸の社会構造」塙書房
- (18).根岸鎮衛：「耳囊」岩波書店